

独占禁止法審査手続についての懇談会（第3回）議事概要

1 日時 平成26年4月11日（金）10:00～12:40

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（ヒアリング対象者）

多田 敏明	弁護士
バシリ・ムシス	弁護士（外国法事務弁護士）
志田 至朗	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 梅溪内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）多田敏明弁護士からのヒアリング
- （3）バシリ・ムシス弁護士からのヒアリング
- （4）志田至朗弁護士からのヒアリング
- （5）質疑応答
- （6）閉会

5 議事概要

- (1) 初めて会合に出席した委員から、自己紹介を兼ねた問題意識等についての発言があった。概要は次のとおり。
- ・ この懇談会では、法制審議会での刑事手続に関する検討における論点と同一の部分と異なる部分があるので、これに留意して検討に参加していきたい。
- (2) 多田敏明弁護士から、米国におけるカルテル事件での捜査態様、弁護士・依頼者間秘匿特権等に関する説明等が行われた。概要は次のとおり。
- ・ 米国のカルテル規制は、日本と異なり刑事手続により行われることを前提としている。捜査対象企業の役員・従業員である個人に弁護士が付く際は、会社の弁護士が付くことが多いが、個人に訴追の可能性が生じた場合には、当該弁護士とは別の弁護士が付く。
 - ・ 供述人の署名押印がなされた調書が作成されることはほとんどなく、供述内容の証拠化が必要な場合は、大陪審での証人喚問やトライアルでの証人尋問が利用される。
 - ・ 任意の聴取手続においては、弁護士が立ち会うのが通例。ただし、率直な供述に影響が出ると判断された場合には、会社の弁護士の立会いが許されないこともある。
 - ・ 弁護士・依頼者間秘匿特権について、単にメールのCCに弁護士が入っている、又は単に弁護士が出席していただだけの会議の議事録等については秘匿特権の対象とはならない。秘匿特権の対象は、法的助言を求め目的で弁護士と依頼者間でなされた交信でなければならない。
- (3) バシリ・ムシス弁護士から、欧州における審査制度やその実務等に関する説明等が行われた。概要は次のとおり。
- ・ 欧州では、リニエンシー制度において欧州委員会に広い裁量が認められており、リニエンシー申請者が事前に制裁金の額を予想することが困難であることから、申請者には調査協力へのインセンティブが高い。
 - ・ 日本では、課徴金額を事前に予測することが容易であり、リニエンシー申請に対するインセンティブが低いことに加え、申請の早さが過度に重視され、提出される証拠の質及び量が重視されていない。
 - ・ 日本の公正取引委員会に対し、リニエンシーの順位及び課徴金の額についてより大きな裁量を持たせるとともに、弁護士・依頼者間秘匿特権及び供述聴取時の弁護士立会いを認めるなどの防御権の強化が必要である。
- (4) 志田至朗弁護士から、日本における公正取引委員会の審査における事情聴取について説明等が行われた。概要は次のとおり。

- ・ カルテル等について立証すべき事実には主観的要素が含まれることから供述により立証する必要性が高く、公正取引委員会の調査において供述聴取が大きなウェイトを占めていると考えられる。そのことを前提とすると、供述聴取の信用性や任意性をどう確保するかが課題である。
- ・ 公正取引委員会のように事実に基づいて不利益な処分を課すという手続を採っているところはほかにもあるため、検討の際には、我が国の法制度全体の中で、そうした他の手続との整合性を確保する必要がある。
- ・ 審査の在り方の検討に際しては、制度に対する国民の信頼や、処分を受ける事業者の納得感が得られるようにすることが重要である。

(5) (2) から (4) までの説明について、各委員から出された主な意見・質疑とそれに対するヒアリング対象者の発言の概要は次のとおり。

(供述の位置づけについて)

- ・ 日本では、立証のために供述が重要とのことであるが、米国や欧州では、供述はどのように用いられているのか。
 - 米国では、多くの事案が司法取引で処理されている。司法取引をせず争う事案では大陪審の証人喚問が利用される。免責合意をすることにより証言を引き出すこともある。
 - 欧州では、弁護士が企業内でインタビューを行い、そこで得られた重要な情報を記載したコーポレートステートメント（会社としての陳述書）を当局に提出する。
- ・ 日本において、カルテルや入札談合のような事案とそれ以外の事案とでは、供述の重要性は異なるのか。
 - カルテルのように主観的要件が存在するものについては供述調書の必要性が高いが、不公正な取引方法等については、外形的事実を示す物証で十分に立証可能であると考ええる。
 - 処分の前提となる事実の解明に当たり、行為の動機や背景をいかに説得的事実として組み立てられるかという点は、カルテル等の事案もそれ以外の事案も同様であると考ええる。

(弁護士・依頼者間秘匿特権について)

- ・ 日本では、事業者側に公正取引委員会の調査に協力するインセンティブがないため、弁護士・依頼者間秘匿特権を認めることにより、公正取引委員会の調査に支障が生じることにならないか。
 - 特権が認められるのは交信に限られる。接見交通権（刑事訴訟法第39条第1項）と同じレベルの話であり、立証に支障は生じないのではないか。
- ・ 欧州では、欧州委員会に強い裁量が認められていることへの対抗措置として、弁護士・依頼者間秘匿特権が認められているのではないか。

- 欧州では、弁護士・依頼者間秘匿特権の概念は数百年前から存在しており、他方、リニエンシー制度が導入されたのは最近であることから、秘匿特権と欧州委員会の強い裁量との間に関連性はないのではないか。
- ・ 接見交通権は、身柄が拘束される刑事手続において認められるものであって、行政手続においてこれを認めるのは飛躍があるのではないか。
 - 接見交通権の侵害を認めた判決で述べられている接見交通権の規定の趣旨は、身柄が拘束されていない場合にも当てはまるのではないか。

(弁護士の立会いについて)

- ・ 刑事手続においては、自己負罪拒否特権があるから弁護士立会いの意味があると思うが、行政手続において弁護士立会いを認める意義は何か。弁護士は供述聴取に立ち会って何をするのか。
 - 供述人が供述調書の修正を求めても審査官が応じてくれないなど、供述調書の任意性について不信感があり、検証が可能となるよう事情聴取の可視化が重要である。弁護士の立会いは事情聴取の可視化の一つの手段であり、録音・録画によることも考えられる。
 - 法的知識の補充の観点から供述人に調書の位置づけなどを助言する必要がある、少なくとも調書の作成時に弁護士が立ち会うことに意味があるのではないか。
- ・ 米国では、会社弁護士と個人弁護士が Joint Defense Agreement（共同防御契約）を締結して対応するとのことであるが、会社と個人で利益相反が生じた場合に、この Agreement の効果はどうなるのか。
 - この Agreement は、弁護士間での情報の共有が弁護士・依頼者間秘匿特権の放棄に当たらないとするために締結される。利益相反が生じた場合は、弁護士はこの Agreement を破棄して別々に弁護活動を行うこととなる。

(公正取引委員会の実態解明機能の確保について)

- ・ 日本では、実態解明のための武器が供述聴取以外に少ないとのことであるが、行政手続において弁護士立会いや弁護士・依頼者間秘匿特権を認めることは妥当か。
 - 公正取引委員会は、近年の独占禁止法改正によって、課徴金額の引上げやリニエンシー制度の導入などの武器を備えてきており、これに事業者側として対応するために防御権の確保が要請されているものと理解している。
- ・ 公正取引委員会には、消費者利益を損なうような事案の実態を解明して相応の処分を課すことが求められている。日本と異なる制度や背景を

持つ米国・欧州の事例を挙げて、弁護士の立会いや弁護士・依頼者間秘匿特権の話をするには違和感がある。

(マニュアル等の開示について)

- ・ 欧州では、審査手続に関するマニュアルが公開されているとのことであるが、これについての啓発活動は行われているのか。
 - 欧州委員会のウェブサイトには、単に審査手続マニュアルだけではなく、検査通知書の様式等も掲載されている。
 - 米国でも、捜査手続に関するマニュアルが司法省のウェブサイトに掲載されている。

(その他)

- ・ 欧州では、リニエンシーにおいて、提出される証拠の質及び量が重視されるとのことであるが、早さ（提出の時期）についてはどのように評価されているのか。
 - 日本の仕組みは申請の早さが過度に重視されており機械的過ぎる。欧州では、申請後、順位を維持すべく欧州委員会から出される質問に回答する中で、証拠の付加価値（他の証拠と比較して違反行為の立証にどの程度寄与するか）が重要視される。
- ・ 独占禁止法基本問題懇談会（注：平成 17 年から平成 19 年まで開催）では、弁護士立会いや弁護士・依頼者間秘匿特権が認められない理由として、他の行政手続で認められていないことや、判例の蓄積がないことが挙げられていたが、この点をどのように考えるか。
 - 独占禁止法には、リニエンシー制度など他の行政手続にない仕組みを導入しており、必要と考えられるものは導入していくということが考えられる。

(6) 第 4 回会合は 4 月 23 日（水）に開催する予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>